

九月二日ヨリ二十三日ニ至ル第三回生徒ヲ募集シ二十五日ヨリ二十八日ニ至ル入學試験ヲ行ヒ合格者四十一人入學ヲ許ス 十三日ヨリ二十九日ニ至ル普通科第二年生乙組四十八人ノ臨時試験ヲ行ヒ技術優等ニシテ同科二年生甲組へ進級スル者十五人ナリ

(解説10)

十月六日ヨリ十三日ニ至ル普通科第二年生甲組二十一人ノ學期試験ヲ行ヒ普通課業ヲ了シ専修科へ入ル者十二人内絵画科八人彫刻科二人美術工藝科二人(金工一人)又特別ノ課程ヲ履修スル者三人通計十五人ナリ 二十日本校規則第二十二條ニ據リ生徒中學業特ニ優等ノ者四人ヲ選ビ特待生トナシ本學年中ノ授業料ヲ免除ス 十一月十一日普通科第二年生乙組ヲ甲組へ丙組ヲ乙組へ編入ス 本年末現在生徒ノ數ハ百四十八人ニシテ之ヲ細別スレハ普通科第一年生四十四人第二年生甲組四十一人乙組四十八人専修科十二人特別ノ課程ヲ履修スルモノ三人皆自費ナリ其内第三回募集ニ係ルモノ四十一人内退學スルモノ一人通計百四十八人ナリ之ヲ前年ニ比スレハ三十一人増加セリ

(庁府県級別族籍一覽表、經費、書籍器械の項省略)

## 解説

### 1 規則改正

改正規則は第一回生にも適用された。改正の要点は次のとおりである。

- 一、当初開設された四科のうち、図案科を美術工芸科と改め、当分の間、伝統的金工、漆工のみの教育を行うこととした。
- 二、改正前の規則では普通科を卒えれば直ちに図画教員の資格を与えることになっていたが、これを改め、さらに特別の課程と称する教職課

程(一年間)を履修することとした。

三、学科課程は大幅に変更した。まず、普通科についていうと、基礎実技の三本柱であった画格・図案・造型の科目を臨画・写生・造型に置き替えたことが注目される。次に専修科では、まず、絵画科の場合、実技の三本柱である臨摸・写生・新案の三科目中、臨摸に多くの時間を割き、初学年で臨摸による基礎学習をたっぷり行うこととした。彫刻科の場合も同様に摸刻の授業時間を増している。学年が進むにつれて三科目の時間の配分を変え、新案の時間を増してゆくのは従来どおりだが、新案は一年繰り上げて普通科二年から課すことにしている。また、各科とも最終学年で卒業制作を行うことが明確に記された点も注目される。その他、一般教養科目は普通科課程へ組み込み、専修科課程では専門分野の充実を旨として科目編成を行うなど、全般に整備された。

四、入学試験科目のうち、学科試験に地理を加え、実技試験については、前の規則では臨画と図案若しくは彫刻摸造と、不明確な記載がなされていたが、今回、臨画若しくは彫刻摸造、新画若しくは彫刻図按の二科目であることが明記された。彫刻図按とは彫刻の下図である。

五、制服、制帽の調製、着用を義務づける条文を設けた。

六、試業及び證書規程を全般的に整理した。

### 2 学科課程

学科課程の条文は『東京美術学校一覽自明治廿三年九月至明治廿四年八月』所載の条文の方が授業要旨も附されていて詳しいので、それと差替えて掲載した。

### 3 卒業制作

卒業制作の際には生徒全員に制作費を支給して制作させ、全作品を学校に残すことになっていた。この制度は正木校長時代の大正三年に収蔵能力の限界を越えるという理由で廃止され、以後は教師によって選定された一部の作品のみが残されることになった。したがって大正三年以前の各科の卒業制作作品は、御買上げその他の事情によって所在不明となっているものも若干あるが、大多数は現在本学芸術資料館に収蔵されている。

### 4 入学在学及退学規程

補足資料として剣持忠四郎旧蔵資料中の「生徒行状調査規程」を掲げる。原本は東京美術学校名入野紙に墨書。所々に訂正等の書込みがなされているが、その部分はへに記す。剣持は明治二十三年七月に本校雇となり、同三十一年四月に辞職（助教授）。岡倉校長の秘書の役割をつとめた。本規程はその間に制定されたと考えられる。

#### 生徒行状調査規程

- 一 毎學年ノ終ニ教員會議ヲ以テ生徒行状ノ優劣ヲ詮考スヘシ
- 一 教員會議ニ於テ行状優等ト認定セラレ且其學年試験ノ成績同學科同級中第二位以上ニ上ルモノハ之ヲ特待生トナシ一學年間ノ授業料ヲ免除スヘシ
- 一 教員及教場掛ハ各自生徒行状調査表ヲ備ヘ平素生徒ノ行状ニ注意シ犯則過失又ハ怠惰ト認ムヘキ實蹟アルトキハ直ニ行状調査表ニ圈點ヲ附シ其下ニ月日事由ヲ詳記スヘシ
- 一 行状調査表ハ毎學年ノ終教員及教場掛ヨリ之ヲ校長ヘ差出其檢閲ニ供スヘシ

各課（編入ノ後三年間特待生ニ選定セラレ犯則過失ナキ）  
入学ノ年ヨリ卒業ノ年ニ至ルマテ毎年引續特待生ニ選定セラレタルモノハ卒業ノ際學業行状優等ノ證書ヲ與フヘシ

犯則過失又ハ怠惰ニヨリテ圈點ヲ附セラレタル生徒ハ教員會議ニ於テ行状優等ト認定セラレ、コトナシ

犯則過失又ハ怠惰ト認ムヘキ項目概ネ左ノ如シ

（犯則）（本校規則告示生徒心得等ニ違犯スルモノ）

一 課業中教員ノ許可ナクシテ教室外ニ出ルモノ

一 授業時間中教場掛ノ許可ヲ得スシテ退校スルモノ

一 教室備付ノ物品ヲ擅ニ教室外ヘ携出スルモノ

一 制服ヲ着セスシテ教室ニ入ルモノ

但不得已事由アリテ教員又ハ教場掛ノ認可ヲ得ルモノハ此限ニアラス

一 机卓墻壁等ヘ落書ヲナスモノ

一 在學中私ニ製作物ヲ内外ノ展覽会ニ出品スルモノ

一 教室中ニ於テ飲食喫煙スルモノ

一 授業料ヲ所定ノ納日ニ納付セサルモノ

但當日故障アリテ其旨届出事實已ムコトヲ得スト認ムルモノハ

三日以内納付ヲ猶豫スルコトアルヘシ

一 凡同事件ニ付二回以上訓戒ヲ加ルモノヲ遵守セサルモノ

（過失）

一 本校図書標本若クハ器具ヲ亡失毀損シ其情故意又ハ不注意ニ出ルト認ムヘキモノ

（怠惰）

一 疾病事故ト称シ一ヶ月内欠課七日以上ニ及フモノ

但事實不得已ノ状判然タルモノハ此限ニアラス

〔生徒行状調査表〕は省略。記入はない。

## 5 研究科規程

補足資料として劍持忠四郎（前出）旧蔵資料中の「研究科細則」を掲げる。原本は蒔藁版印刷物一枚。所々に訂正がなされているが、その部分は△△に記す。本細則も劍持在職中に制定されたと考えられる。

### 研究科細則△他ハ生徒心得△編入▽

一 研究科ニ入ラントスル者ハ其研究セントスル課目ヲ具シ願出ツヘシ  
本校ニ於テハ當該教員ノ意見ヲ諮ヒ之ヲ定ムルモノトス

一 研究生在學中ハ少クモ毎週廿八時以上出席スヘキモノトス

一 〇 研究生疾病其他事故ニ由リ退學セントスルモノハ其事由ヲ記シ願出  
ヘシ  
△ニシテ本校規則第十九條ニ該當スルモノハ△

△修正入▽  
一 研究生怠惰不行狀若クハ疾病事故ノ為成達ノ目途ナキモノハ教員會  
議ヲ經テ除名スヘシ

△入▽  
一 研究生在學中學業品行等殊ニ優等ノ者ニハ其證書ヲ付與ス

△修正入▽  
一 〇 研究生ハ特ニ規定スルモノ、外正科生ト同シク本校規程ヲ遵守スヘキモノトス  
△修正入▽  
一 〇 一般ニ關スル諸規則及告示等ハ豫備之課程及各科生徒同様遵守スヘシ

一 研究生實技研究用ニ關スル貸附、給與、自辨品區別等ハ一般生徒ニ  
關スル區別表ニ準ス

一 研究生ハ一個年及修業ノ終ニ於テ研究ノ結果ヲ認めヘキ成績物ヲ  
必ス當該教員ニ差出スヘシ

## 6 フェノロサ解雇

フェノロサと文部省との間の雇用契約期間は明治十九年八月一日から同

二十三年七月三十一日までの四年間であった。その満期解雇の日を目前にして本校から記念の花瓶が贈られたのである。フェノロサは日本に留って美術行政の要職に就くことを希望していたが、実現の可能性は少なかった。フェノロサは、ポストン美術館キュレーターに就任した。横浜港を發つて帰国の途についたのは七月六日である。それに先き立って六月二十六日、本校職員たちはフェノロサを料亭八百善に招待して送別会を催した。なお、政府は同年六月二十八日に勲三等瑞宝章をフェノロサに贈った。

## 7 専修科授業開始

本年十月六日から十三日に亘って行われた普通科第二年甲組の学期試験の結果、十二名が専修科に進級し、三名が特別の課程へ進んだ。専修科へ進んだ生徒のうち、絵画科所属は八名、彫刻科は二名、美術工芸科は二名（金工、漆工各一名）であった。當時は普通科終了の時点で志望する科を決めればよかったが、第一回生たちは未だ実態のない科を選択しなければならなかった。少なからず困惑したらしい。その点について、最初の美術工芸科（漆工）生となった六角紫水は次のように述べている。

第三學年即本科に分かれる時に、自分の専門の道を決めるのだが、予は何を専門にやつたら宜からうかと迷った。横山「大観」氏と共に先生方に意見を聞いて歩いた。

其の頃の實技は、繪畫、彫刻の他に、漆工、金工、鑄造と云う科が置かれてゐた。

先生に聞いて歩くうちに、横山氏は矢張り自分は畫をやるかと定めたがと云ふ。然し、自分は物好きだから何をやるかと考へた。其の時、漆工の教員は、小川松根先生であつたが、先生から自分に向つて、漆工の

方へ入る人が未だ一人も居らんからは非此方に來て呉れる様にとて餘りすすめられたので、知らん事をやるのだし、誰もやらん事をやるのだから、元々自分が常に忘れないで居る所謂、先んずれば人を制すとの主旨もあるから、此處があゝの事になるだろう、一生の覺悟の定め處であるか

も知れないとの信念より何も分らない暗に投入するつもりで漆工科に入つた。

之が私の幸か不幸か漆工を選ぶ事になつた有様の次第である。

〔紫水自叙伝〕『日本漆工』第十六号。昭和二十五年七月）

### 8 職員辞令関係事項補遺

(一)現員表（東京美術学校現員表明治廿三年十一月末日調）による。）

#### 職員

校長	教授奏任官三等下級俸 兼帝国博物館理事 奏任官六等 年俸 二百円	東京府平民	岡倉覚三
幹事	帝国博物館主事 教授奏任官五等 年俸 六百円	同	久保田 鼎
工庫監督	教授奏任官五等 年俸 六百円	東京府士族	今泉雄作
書記會計主任	文部属判任官四等上	大坂府士族	安井一匡
同 庶務掛	兼文部属判任官四等下	富山県士族	平尾肯延
兼勤教場掛	文部省 雇	香川県士族	長尾 慎太郎
雇 教科用画寫	月俸 金二十円	東京府平民	安藤 為吉
同 教場掛	同	東京府士族	荒井 甲子三郎
同 會計掛	月俸 金十二円	同	村山 <sup>(兼)</sup> 恒一
同 同	同	同	糟屋 正通
同 教場掛	同	埼玉県平民	劍持 忠四郎
同 工場掛	日給 金二十七銭	東京府士族	野中 銚太郎

#### 嘱託員

教科用絵画取調	手当一ヶ年 金百二十円 帝国博物館書記判任官五等	愛知県士族	川崎 千虎
---------	-----------------------------	-------	-------



嘱託教員

用器画法	第一高等中学校教授 奏任官三等	東京府土族	小島憲之
体操	手当一ヶ年 金百廿円 高等師範学校助教 教授 判任官五等	茨城県土族	市村 衡次郎

日給 金三十銭 写字生 二人  
 同 金二十五銭 同 一人  
 同 金十二銭五厘 同 同  
 同 金三十銭 校丁 同  
 同 金二十五銭 同 同  
 同 同右 小使 同  
 同 金二十四銭 同 二人  
 同 金二十三銭 同 一人  
 同 金二十銭 同 同

(二)年報記載事項補遺

一月廿一日 教諭橋本雅邦全川端玉章第三回内國勸業博覧會審査官被仰付  
 二月廿一日 教諭黒川真頼第三回内國勸業博覧會審査官被仰付  
 五月三十一日 東京府土族加藤直種ヲ写字生ニ採用シ日給金二十五銭ヲ給与セラル  
 六月三十日 本校教員米國人フエノロサ解雇婦國ニ付本校創設ノ際ヨリ教務ニ従事シ且本邦美術上功勞不少廉ヲ以テ金二百五十円以内ヲ以テ七寶花瓶一對ヲ購入シ贈呈ノ儀此日許可セラレ贈呈ス  
 七月七日 劍持忠四郎本校雇ヲ命セラレ月俸金十円給与セラレ躰操授業並ニ教場掛ニ従事セシメラル

七月廿一日 文部省雇兼本校雇長尾楨太郎ノ月俸金四十円ニ進ム  
 廿四日 雇岸恒一其姓ヲ村山ト改メタル旨届出ツ  
 八月十八日 雇海野竹次郎名ヲ勝珉ト改メタル旨届出ツ  
 九月十二日 東京府平民向井繁太郎ヲ金属彫刻職トシテ雇入レ日給金四十銭ヲ給セラレ彫金科ニ属セシム  
 十月三日 静岡縣土族高木源四郎ヲ写字生ニ採用シ日給金十二銭五厘ヲ給セラル  
 六日 静岡縣土族屋代鈇三ヲ写字生ニ採用シ日給二十五銭ヲ給セラル  
 十一日 教諭橋本雅邦、加納夏雄、高村幸吉、石川光明帝室技藝員ヲ命セラル  
 十五日 校丁野中銚太郎ニ雇ヲ命シ日給二十七銭ヲ給シ工場掛申付ケラル

十二月廿三日 写字生屋代鈇三ノ日給三十銭ニ進ム

(「職員辞令メモ」による)

9 教諭を教授と改称

左記の文部省直轄学校官制改正により、教諭の称は教授と改められた。

勅令第二百三十三號 (明治廿三年十月十五日官報)  
 朕文部省直轄諸学校官制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿三年十月十四日

東京美術學校官制

第一條 東京美術學校ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ繪畫彫刻建築及美術工藝ノ技術者又ハ普通ノ圖畫教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス

第二條 東京美術學校ニ左ノ職員ヲ置ク

學校長 奏任三等以上

教授 奏任

助教授 判任

幹事 奏任四等以下

書記 判任

技手 判任

第三條 學校長ハ文部大臣ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ統督ス

第四條 教授ハ十八人トス生徒ノ教授ヲ掌ル助教授ハ十人トス教授ノ職

掌ヲ助ク

第五條 幹事ハ一人トス學校長ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ヲ幹理ス

第六條 書記ハ五人トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第七條 技手ハ二人トス上官ノ命ヲ承ケ學科ニ關スル技術ニ従事ス又特ニ授業ヲ助ケシムルコトアルヘシ

第八條 文部大臣ハ校務上ノ須要ニ依リ商議委員會ヲ設クルコトアルヘシ

シ其委員ハ文部大臣之ヲ命ス

第九條 教官ノ缺員アルトキ又ハ特別ノ必要アルトキハ學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ得テ外國教師ヲ雇入レ又ハ講師ヲ囑託スルコトヲ得

此他臨時ノ須要ニ依リ學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ得テ判任官俸給豫算

定額内ニ於テ雇員ヲ使用スルコトヲ得

〔從明治二十年本校關係法令書類東京美術學校〕による。

10 臨時試験

前年三、四月に第一回入学生に対して臨時試験を行い、技術の優劣に応じて甲、乙の二組に分けたが、今回、乙組のみの臨時試験（実技）を行って、技術優等の者十五名を甲組へ編入したのである。第一回入学生は本年二月に普通科第二年級へ進んだが、今回の臨時試験により、この第二年級は甲組（二十一名）、乙組（三十三名）に分けられたことになる。しかし、翌十月の学期試験（実技、学科）により、このクラス編成は再度変更され、甲組二十一名中十五名は専修科ないしは特別の課程へ進級し、残る六名は普通科第二年級乙組へ編入された。

右の二度に亙る臨時試験については『大観画談』（横山大観、昭和二十六年八月。大日本雄弁会講談社）に次のような記述がある。

その頃五十人の生徒の中には、早くから繪を學び、芳崖先生の四天王などといはれた人達もあれば、中學を出たばかりで、まだ碌々繪も描けないやうな者もあつて、全く不揃ひでした。それが三ヶ月ほど経つてみると、當然大きな技術上のへだたりが生じ、それがあまりひどかつたので、學習上不都合だつたものと見えます。そこで學校では、臨時試験を行ひ、學級を甲乙の二組に整理することになりました。

その結果、下村觀山さんなどは前から繪をやつてゐた人ですから、甲組になりました。芳崖の四天王などといはれてゐた者などもみな甲組に入りました。私が乙組に編入されてしまつたことは勿論のことです。ところが、かう組がはつきり二つに分れ、しかも乙組は技術が未熟である、といふことにされてしまつたのですから、乙組の生徒は憤慨しまし

た。そしていづれも發奮せずにはおられませんでした。同志と相談して、もう一遍臨時試験を行つてもらひたいといふことを、私が代表して岡倉先生に建言しました。それが協議の結果聞き入れられ、三ヶ月後に再度の試験が行はれましたが、乙組は發奮した甲斐があつて、みなすぐれた成績をあげました。そこでまたまた甲乙の組の入替へが行はれ、私はその時甲組に入つてしまひましたが、下村君は落ちてしまひました。そのため下村君は卒業が一年遅れました。それから、芳崖の四天王のうち三人くらは落ちたのを怒つて退學してしまひました。

しかし、臨時試験の時期は大觀の記憶違いで、正しくは前記のとおりである。また、觀山が乙組に編入されたのは第二回臨時試験ではなく、十月の学期試験によつてである。彼は学科の成績が悪かつたので進級できなかつたものと思われる。そのため卒業が半年遅れた。芳崖の四天王のうち、本多天城は觀山と同じく乙組に編入され、高屋肖哲は順調に進級。岡倉秋水と岡不崩は岡倉校長の勧めにより、普通科二年で中退してそれぞれ学習院、高等師範学校の図画教師となつた。

## 関連事項

### ① 「説明 東京美術学校」

これは開校の翌年に作成された予算請求に関する文書の草案で、文部省用紙に毛筆で記されている。筆跡は岡倉校長の秘書役であつた剣持忠四郎のもので、所々別人が朱を入れている。文面からみて明治二十四年度予算請求の際に作成されたものであり、作成の時期は明治二十三年の九月以前と考えられる。二十三年度経費（一五三〇三円余）に比べて二十四年度経費（三二二六五円余）が大幅増額をみ

たのはこうした上申の結果であらう。

この草案の注目すべき点は、開校して間もない時期の本校の運営方針が明記されていることである。要約すれば左記の四項目となる。

一、伝統の保存。世に埋もれた名匠に活躍の場を与えてその妙技を後進に伝えることであるが、それだけに終らず、後進については広く古今東西の名品に学ぶことによつて進歩の基盤を作るよう指導すること。

二、伝統的日本美術が現代の必要に応じうるように開発を図ること。そのために、古来の格法を維持するとともに写生も学び、また、遠近法や解剖学の理、および歴史、文学、理科等の一般学科も學んで視野を広げるよう教育する。

三、教員には授業のみならず実験製作（委嘱製作事業を指す）も行なわせ、生徒に見学させる。これは世上の美術品が當利競争の余り粗製濫造、卑俗蕪雜に流れ易いことに鑑み、高度の標準、実用の模範を示すためである。

四、適良の図画教員を養成して従来の普通学校における不備な図画授業を改善すること。

次いで、これらの項目を実施してゆくためには予算が足りないことを述べ、欧州並みとはゆかぬまでも漸次増額すべきであると主張している。美術の奨励が国の名譽の上からも実益の上からもいかに必要であるかを説いているが、そこには理想とは余りにもかけ離れた学校予算を増額せしめようとする学校当局の苦心のさまが読みとれる。